

か 野 忠 お 鹿 の だ 生

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第212号
学位授与年月日 平成17年1月13日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 アメリカによる現代世界経済秩序の形成
—貿易政策と実業界の歴史的総合研究—

論文審査委員 (主査)
教授 佐藤勝則 教授 松本宣郎
教授 高城和義

論文内容の要旨

「序」においては、本研究の課題と視角を論じている。本研究は、現代的問題関心に基づいて世界史的視点に立ち、アメリカ貿易政策史研究を基軸に据えてイギリス中心の世界経済体制からアメリカ中心のそれへの移行の基本的道筋を明らかにすることを課題としている。すなわち、第一次世界大戦後のアメリカ貿易政策の推移、とくに大恐慌期における貿易政策の転換とその延長線上でのアメリカによる世界的自由貿易体制の創出とその過程で生まれたアメリカ的特質を、実業界・政府・議会それぞれの立場とそれらの相互連関を総合的に明らかにすることで、アメリカによる経済グローバル化の歴史的原型を確定することである。この研究の最大の特徴は、アメリカ経済とアメリカ貿易政策との媒介環に位置し、同国経済の心臓部をなす実業界の立場を、国内・外で未使用の原史料の分析に依拠して研究の軸心に据えたことである。本論文は、このような視角から当該期のアメリカ貿易政策史の実態を体系的にまとめたわが国最初の学術研究の成果である。本研究の方法論的基礎には、次の二つの理論がすえられている。第一には、わが国においては東北大学文学部・吉岡昭彦教授および同教授を含む多くの研究者によるイギリス資本主義を中心とする帝国主義の世界体制に関する研究の基礎をなす多角的貿易決済システムの理論、これである。第二は、東京大学社会科学研究所・鈴木圭介教授をはじめとするわが国のアメリカ経済史研究者が開拓し、蓄積を重ねてきたアメリカ資本主義の内部成長型の発展＝産業・貿易構造の変化とそれに規定された同国資本主義の構造的性質に関する理論である。本研究は、両史学を原史料レベルにおいて統一的に把握し、アメリカ貿易政策の推移に関する総合的把握を基礎として上掲のような本研究の課題を究明しようとしている。

「第一章 前史」では、「一九世紀末以降のアメリカ貿易政策とその特質」について、とくに南北戦争以来初めて全般的かつ大幅な関税引き下げの実現を果たした民主党ウィルソン政権下での一九一三年関税法成立の歴史的意味を問うことが課題である。

南北戦争終了後にアメリカにおいては小農民経済をもつ国内市場依存型の資本主義が確立する。アメリカは後進農業国型貿易構造を伴ってイギリス中心の古典的世界市場に従属的に編入されており、主要産業諸部門を基盤として保護関税政策が確立するに至る。関税法は、産業資本と農民利害の対抗と妥協のうちに成立していることから、農工連帯保護を基調とする全般的保護関税体系をもち、収入関税がこれを補強することになる。重工業型の発展と西部農業の発展を背景に、1890年関税法の制定を起点として保護関税政策は拡大・強化されるとともに、先進工業国型貿易構造への移行開始に対応し、部分的に輸出拡大策が導入される。1893年恐慌とその後の不況を契機として重工業型の発展の基礎上でアメリカ資本主義が独占に転化し消費者収奪が一般化した時点では、1909年関税法にみられるように、アメリカは、鉄鋼製品等への独占保護関税を含む高率保護関税体系と高率収入関税をもち、これを前提とした一方的・強圧的輸出拡大策＝二重関税制度を有していた。これに対し、1913年関税法は、国外からの競争を導入することによって、独占の弊害の緩和と高度被保護産業の改善による全般的な価格低下を促し、消費者の救済を図るとともに、原料・食料関税の引き下げ・撤廃、砂糖関税の最終的撤廃を断行し、これを補強しようとしたものであった。個人所得税の導入によって関税改革による収入減の補填が図られ、ここに財政収入は国内の安定的財源に依拠する途が開かれる。このような抜本的改革のうちに南北戦争以来の農工連帯保護を基調とする全般的保護関税体系は廃棄される。

アメリカは、西部農業・食品加工業の発展、鉄道業の発展の基礎上で、1873年恐慌とその後の不況を起点とし、イギリスに対し農産物・加工農産物の輸出急増を軸として大幅貿易収支黒字を発生させていく。保護関税政策は、イギリスからの工業製品輸入を抑制し、この米英貿易関係の変化を促進した。当該期の保護関税政策はイギリス中心の古典的世界市場の崩壊開始をアメリカ側から促進するものであったといえる。1890年関税法の制定を起点とする保護関税政策の拡大・強化は、イギリスからの工業製品の輸入を遮断し、イギリスをしてアメリカ市場からの撤退を余儀なくさせるとともに、1893年恐慌とその後の不況を起点とするアメリカの先進工業国型貿易構造への移行開始と対応し、米加貿易関係をはじめとする各国との貿易関係における変化をも輸入貿易の側面から促進することになる。当該期の保護関税政策は、帝国主義的世界市場＝多角的貿易決済システムの形成開始と形成過程に対応するものであったといえる。これに対し1913年関税法は、アメリカが先進工業国型貿易構造への移行に伴って工業国として世界市場へ登場してくることに照応するものであった。

「第二章 第一次世界大戦後の高率保護関税政策の復活・強化と産業界」では、当該期の高率保護関税政策の特質を規定する主要産業諸部門の政策志向を軸心に据えて、共和党政権下の高率保護関税政策、とくに1930年関税法の成立の歴史的意味が究明されている。

鉄鋼業、綿工業、羊毛工業、新産業部門を擁する化学工業、それに不況に悩む農民利害を支持基盤として共和党政権は1922年関税法を成立させ、アメリカは報復関税条項を含む高率保護関税政策へ復帰するとともに、伝統的な条件付最恵国政策から無条件最恵国政策へと転換する。これは、高率保護関税を維持したまま報復関税設定と無条件最恵国待遇の結合による一方的・強圧的輸出拡大策の強化を意味している。ところで、自動車産業を中心として新興の大量生産産業が躍進的に発展し、斯業は最大の産業にして最大の輸出産業に成長つつあった。したがって、国内市場を基盤とする「自給自足」志向に基づき旧来の諸産業、とくに綿工業や羊毛工業のような停滞産業に対する保護の強化を企図した1930年関税

法は、もはや産業発展に資するところがないばかりか、潜在的に進行していた過剰生産の問題を解決することもできない。しかも、自動車産業は、1929年には保護関税よりも輸出拡大への志向を強めていた。1930年法は斯業にとっては、自己の輸出を阻害する以外の何ものでもなかったからである。

アメリカは、第一次世界大戦を画期として債務国から債権国へ転化し、貿易収支は依然として黒字であるうえ、利子・配当収入および戦債の受け取りがこれに加わり、經常収支も大幅な黒字であった。1920年代中葉以降にはドイツを中心とする「大陸ヨーロッパ」が主要な貸し付け・投資の対象地域となり、これが「非大陸ヨーロッパ」（事実上イギリス）を除くすべての地域に対し輸入超過である当該地域における購買力の形成と国際収支の安定化に寄与しつつ復活した全世界に及ぶ多角的貿易決済システムを支えることになった。1930年関税法により保護の強化の対象となったのは、ヨーロッパ工業諸国からのアメリカ向け主要輸出品であった。したがって同法は大恐慌の影響と重なって当該諸国からの輸入を著しく抑制するとともに、まさにその時以降にアメリカの対外貸し付け・投資が停止しその還流が生じたので、両者が相俟って、とくにドイツの国際収支を著しく悪化させることになった。

旧来の諸産業のような停滞産業に対する保護を強化した1930年関税法は、アメリカの産業構造の変化と逆行しているが故に大恐慌からの国内経済の復興にとって無力であったばかりでなく、債務国から債権国への転化という世界市場連関のなかでのアメリカの地位の変化とも逆行しているが故に対外貸し付け・投資の停止やその還流と相俟って多角的貿易決済システムの崩壊を促進することになる。大陸国家アメリカにおいて主要産業諸部門と農業の主要部門から成る個別的利害の集積が国民経済の「自給自足」志向として総括され、これに基づき「国内問題」として実現をみた高率保護関税政策の全般的強化は、世界市場の崩壊への途に通じていたのである。

「第三章 大恐慌期における貿易政策転換の中核的推進主体」では、貿易政策転換をめぐる実業界の動き、とくに最大の産業にして最大の輸出産業に成長した自動車産業の立場に焦点があてられる。まず斯業こそが貿易政策転換の中核的推進主体をなす位置にあったことを確認したうえで、その立場を互惠通商政策の導入・実施・継続をめぐる斯業の同業者団体である全国自動車商業会議所(NACC、同団体はのちに自動車製造業者協会、AMAと改称)から国務省に送られた書簡・文書の所論に即して実証的に明らかにし、大恐慌期アメリカにおける貿易政策転換の歴史的特質について若干の論点を提示したい。

NACCは、あらゆる種類の輸出品を諸外国の大衆の「購買力の範囲内にもたらず効果」をもつ「関税率の互恵的調整」によって自動車輸出の回復を望むとともに、基本的には国内市場に依存している産業の利害を代表する業界団体に相応しく、輸出全体の回復による「国内の状況」の改善＝経済復興を強く志向した。互惠通商協定法に基づく政策実施の時期を迎え、AMAは、孤立主義に基づく経済統制の脅威から「自由経済」を擁護するという視点に立って、外国貿易の一層の自由化へと向かっていく。無条件最恵国待遇の原則が決定的に重要であるとの認識を深めるとともに、国家による貿易統制、割り当て制、為替管理・制限にも反対し、また国内の関税引き下げにより輸入を増やして農産物輸出の回復を図り、工業製品のための国内市場の再建を求めるようになる。同法の期限満了が迫るにつれて、AMAは、無条件最恵国待遇の原則の相互保証に基づく貿易の自由化を一層推進し、多角的貿易関係の再建をとおしたアメリカと世界の貿易の拡大を志向するに至る。アメリカの巨大な生産力を最もよく体現している自動車産業をはじめとする大量生産産業＝輸出産業で成立したビッグ・ビジネスやその輸出小会社が同政策の支持基盤をなしていたことは、強者の論理＝経済的自由主義の発動を規定することになる。互惠通商政策はその本質において輸出拡大策であり、アメリカは、弱小産業の諸品目の関税引き下げの代償として、協定相手国に対し農産物をも対象品目として譲許を求めていく。これらの諸企業は、過剰生産と失

業問題の同時的解決をめざして国内市場の再建＝「自由経済」の擁護を図っていくために、自己の製品よりも農産物の輸出回復の方に「重大な関心」を抱き、多角的貿易連関の維持をとおしてこれの実現を図ろうとしていたからである。

民主党ルーズヴェルト政権下で成立した1934年互惠通商協定法は、アメリカ貿易政策史上、画期的意味をもつ。「合衆国産品の国外市場を拡張する」目的をもつ同法は、各国と通商協定の締結を図るために議会による大統領への現行関税率の50%までの変更権限の委任を規定するとともに、既に1923年に導入をみていた無条件最恵国待遇の原則が条文化され、アメリカは貿易自由化の方向を鮮明に打ち出してくる。「第四章 貿易政策転換をめぐる実業界と政府および議会との関係」では、貿易政策転換の背景、貿易政策転換に対する実業界の立場、貿易政策転換に対する政府と議会の立場を明らかにし、前述の諸点を重ね合わせて、同政策の内実を立体的に明らかにし、貿易政策転換の歴史的意味を究明してみたい。

互惠通商政策の導入をめぐって、輸出を軸として貿易全体の回復を図ることによって国内経済を復興させるといふ点で、NACC (AMA) やアメリカ製造業者輸出協会 (AMEA、のちに全国外国貿易協会、NFTAと改称)、政府、民主党はその立場を同じくしていた。これに対し、国内産業保護の立場を堅持するという点で、アメリカ関税連盟 (ATL) や全国製造業者協会 (NAM) と共和党は同じ立場をとっていた。同政策の実施に際しては、無条件最恵国待遇の原則の適用に基づく多角的貿易連関の再建をとおした世界とアメリカの貿易の回復とこれによる国内経済の復興、とくに農産物輸出の回復による国内工業製品市場の再建＝失業問題の解決が、AMAやAMEAにおいて主張され、国務省の立場もこれとほとんど同じであった。これに対し、ATLはあくまでも国内産業保護の立場を貫いている。同政策の継続をめぐり、無条件最恵国待遇の原則に基づく多角的貿易連関をとおした世界とアメリカの貿易の回復が、AMAやNFTA等によって引き続き主張され、政府や民主党で唱えられた「経済的繁栄による永続的平和」の主張もこれに照応するものであった。これに対し、ATLやNAMは、国内産業保護の立場から関税引き下げの歯留めの設定を主張し、無条件最恵国待遇の原則に基づく協定税率の第三国への拡張に反対し、共和党の主張もこれと変わるところがない。

1934年互惠通商協定法の成立と延長に基づく貿易政策の転換によって、推進派の業界団体・政府・民主党の立場が政策的に実現し、批判派の業界団体・共和党の立場が政策的に否定されている。このことは、強者の論理である経済的自由主義とそれを保証するための平等主義が貫徹していくこと、すなわち、大量生産産業＝輸出産業で成立した大企業の利害に沿って諸外国に対し工業製品のみならず同製品の国内市場の回復をめざして農産物をも対象とする貿易制限の緩和と平等待遇の保証を要求し、その代償として高率保護関税に依拠して存続している弱小産業の諸企業への保護を削減し、多角的貿易システムの再建による世界とアメリカの貿易の回復とこれによる国内経済の復興を果たしていくことが、基本方向として確定することになる。このように、貿易政策の転換は、内部成長型＝国内市場依存型というアメリカ国民経済のもつ特質と世界市場連関に占めるその中軸国としての地位に照応して遂行されたのである。

1934年互惠通商協定法の成立を起点とし、アメリカは伝統的な高率保護関税政策から貿易自由化の方向へと180度の政策転換を遂げている。「第五章 国務省による互惠通商政策の展開と矛盾の内包」では、ハル国務長官やセイア国務次官補の互惠通商政策についての問題把握と政策志向を検討した。協定関税と無条件最恵国待遇の原則との結合が互惠通商政策の核心をなすものであったが、国務省の立場には後者の原則をより重視する傾向が看取される。その意味するものが何かを明らかにしつつ、同政策が孕

む矛盾点を指摘していく。

ハルの不況原因認識によれば、各国の「経済的ナショナリズム」の政策が国際貿易を崩壊させ、これによって各国における生産と消費の均衡が破壊されて各国経済は崩壊し、その結果、アメリカの外国貿易が減少したため、国内で過剰生産と失業問題が顕在化したとされる。したがって互惠通商政策導入の政策的意図は、工業製品と農産物の余剰の輸出を促進し、過剰生産と失業問題を解決することにあつた。アメリカの輸出貿易を拡大するには、国際貿易の回復による各国経済の復興が必要である。したがって同政策の方式として、互惠原則＝双務主義と平等原則＝多角主義の両立が図られた。同政策の実施期においては、アメリカ貿易の「三角形的」性格の認識に基づいて、とくに平等原則＝多角主義を基礎としたアメリカの輸出貿易の拡大と国際貿易の回復がハルやセイアーによって主張される。当該期以降には、「経済的ナショナリズム」の政策を前提とした貿易求償協定や為替清算協定が広がりを見せ始めてくるのであり、彼らはこのような双務主義の広がりに対し、アメリカの輸出貿易の拡大と国際貿易の回復を妨げるものとして危機意識を抱いていた。同政策の継続期においては、政策の継続を必要とする根拠として、ハルにあつては経済的繁栄による世界平和の維持の主張が前面に出てくる。とはいえ、セイアーも述べているように、排他的な特権授受の政策に基づく双務的貿易システムが拡大すれば、平等待遇の政策に基づく自由な多角的貿易システムの再建は不可能となる。

アメリカの対外貸し付けの停止と1930年の関税引き上げは、貿易収支赤字と債務の支払いの双方の義務を負う債務国の国際収支を悪化させ、当該諸国からアメリカへの金の流出を余儀なくさせている。債務国はアメリカからの輸入を避け、自己の商品を購入する国から輸入するとともに、金や外国為替を用いなくて国際貿易を決済するよう迫られた。互惠通商政策も矛盾点を孕んでいた。アメリカの政策において輸出拡大による国内経済の復興とこれに資する限りでの多角的貿易システムの再建という国益優先の志向がその内実を規定している限り、双務的貿易システムの構築をめざすドイツとの対決色を強めるとともに、多角的貿易システムの再建はほとんど不可能となる。戦争のみがこの限界を突破することができる。アメリカは、第二次世界大戦によってドイツと日本を撃破し、さらにイギリス中心の帝国ブロックを弱体化させ、その圧倒的な経済力を背景として自己の国益に基づいて自国中心の世界的自由貿易体制を形成していくことになる。

世界大恐慌と第二次世界大戦のなかから、現代世界経済秩序が生み出されてくる。「国際通貨基金」(IMF)や「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)から構成されるアメリカによる世界的自由貿易体制の形成はその原型をなすものであつた。「第六章 アメリカによる世界的自由貿易体制の創出と実業界」の課題は、大恐慌期における貿易政策の転換の歴史的意味と、GATT成立の歴史的意味を実業界と政府の立場に即して明らかにし、これらを統一的に把握することによってアメリカによる経済グローバル化の起点を確認するとともに、そのなかに孕まれたアメリカ的特質を究明することである。

アメリカの貿易政策転換は、20世紀型産業構造への転換を推進した新興の大量生産＝輸出産業で成立した大企業を中核的支持基盤として遂行された。実業界と国務省の政策的意図は、互惠通商協定法によって議会から委任された大統領の通商権限を行使しつつ関税その他の貿易障壁の低減と無条件最恵国待遇の保証を骨子とする二国間の通商協定の締結を推進し、輸出貿易の拡大による国内経済の復興を図ることにあつた。実業界や国務省の間では、このことは無差別待遇に基づく多角的貿易システムの復興によってよりよく果たされうるとの認識があり、政策遂行では平等待遇の原則が重視された。したがってアメリカにおける貿易政策の転換は、国際貿易全体の復興への展望をも含み、世界的自由貿易体制生成の萌芽を孕むものであつたといえる。このような政策はイギリス帝国内への進出には一定の成果がみ

られるが、割り当て制や為替管理のような直接的貿易制限をもつ国々に対しては効果に乏しく、この点は二国間交渉の限界を示すものであった。

国際通商関係における無差別待遇に基づく関税その他の貿易障壁の低減という通商協定計画の諸原則は、大西洋憲章や相互援助協定第七条を経て、多角的貿易システムの再建をめざす「諸提案」のなかでの「機構案」において諸原則の概略として具体化された。さらにITO憲章の作成に至り、これらの諸原則が多角的協定に適合するよう入念に条文化され、その重要部分はGATTの成立によって全世界に適用されることになった。「双務的・多角的」交渉で、無条件最恵国待遇の例外として帝国特惠関税の存続は認められたもののその引き上げや新設が禁止され、直接的貿易制限の一般的廃止も約束されたので、世界貿易の多角的システムの復興への途が開かれたのである。この意味において、GATTの成立は戦後の世界的自由貿易体制の起点をなすものであり、その支持基盤は、互惠通商政策をその導入以前から一貫して支持してきた国際化した大企業であった。ジュネーヴ会議に向けての実業界の立場は「アメリカのシステム（＝自由企業体制）に基づく世界経済の拡張」であった。それ故に、この「アメリカのシステム」が、戦後アメリカによって推進される経済グローバル化の根幹に据えられていくのである。「自由企業体制」とその拡張に基礎を置き、貿易・為替や投資の自由化と、これらを確保するための自国の基準に基づく平等な競争条件の実現をめざす現代世界経済秩序の原型が、ここに生み出されてくることになる。

なお、「補論一アメリカ貿易政策史研究からみたハル・ノート」では、セイアーの無差別待遇の原則を重視する「『無条件』最恵国政策」論とアメリカの圧倒的経済力を武器とするハルによる五原則に基づく「開放的貿易システム」の提唱に基づいて、同「ノート」が、日本の「大東亜共栄圏」構想と真っ向から対立するものであることを明らかにするとともに、アメリカの極東政策の総決算に留まらず、アメリカを中心とする「アメリカのシステム」に基づく世界的自由貿易体制が形成されてくるという世界的文脈のなかでその歴史的意味を把握すべきであることが指摘されている。

「後記」においては、現代のアメリカ貿易政策とわが国の位置について本研究の成果から許される範囲で簡単に言及している。GATTを発展的に解消し1995年1月に発効した「世界貿易機関」(WTO)の設立協定については、アメリカは自国の基準に基づく知的財産権の保護の強化の実現に成功しており、この点が最も重視されるべきこと、いわゆるアメリカ的価値観は「自由企業体制」に基礎を置き、これに適合的な「価値体系」として存続していること、アメリカ型「民主主義」の本質については、選挙は富者が権力を買う、いわば権力の「商品化」の過程であること、アメリカこそが本物の資本主義国であり、その人々は「ビジネス・ピープル」であること、これらの諸点は本研究において実業界の立場を軸心に据えたことと深く関わっていること、アメリカによる経済グローバル化の進展のうちにあつて、日本はいま、従来どおりアメリカに依存・従属、さらには隷属していくのか、あるいは自立へ向かう芽を育てる方向へいくのかという重大な選択を迫られており、後者への道はアメリカによって厳しく妨げられていること、同グローバル化がこのまま進行すれば、わが国社会の崩壊への道に通じていること等を論じている。

論文審査結果の要旨

本論文は、6章から構成されている。

本論文は、建国以来保護貿易制を基調として、関税政策を財政収入と結びつけてきたアメリカが、第

一次世界大戦前に自由貿易政策へと転じ、それを踏み台として1934年の無差別・平等の互惠通商政策を採用していくこと、この巨大な政策転換の基盤をなした実業界の利害とその実態を解明することを課題としている。そのため、史料的には議会史料はもとより、膨大な公文書史料（企業・業界団体より国務省宛書簡・文書等）や産業・貿易統計を収集し、これを分析している。

まず、第1章「前史—19世紀末以降のアメリカ貿易政策とその特質—」ここでは、19世紀末から20世紀初頭のアメリカの産業・貿易構造の展開が分析され、20世紀初めにはその構造が、重工業主導の先進工業国型へと転換したこと、それが輸出市場の拡大を求める政策志向を生み、関税率の大幅引き下げを内容とする1913年関税法の採用を促してゆく歴史過程が考察されている。そのなかで建国史上はじめて所得税導入が行われることで1913年関税法が、財政収入確保の目的を常に随伴してきたアメリカ関税政策史上、画期的な関税改革であったことが解明されている。

次いで第2章「第一次世界大戦後の高率保護関税政策の復活・強化と産業界」では、第一次世界大戦から1929年恐慌前後までの高率保護関税体制への復帰の過程と産業界の立場、政策志向が分析されている。当該期の高率保護関税、1922年関税法、1930年関税法設定への転換を迫ったものは、鉄鋼業、綿工業、羊毛工業、新興化学工業そして農民利害であった、と筆者は結論づけ、共和党政権が保護関税政策と報復関税制度そして無条件最恵国待遇制度を使い分けつつ、一方的、強圧的に輸出拡大政策にうって出たことを解明している。同時に、この高率保護関税政策下において新しいアメリカの産業構造をリードする部門として自動車産業が発展したことを産業部門分析によって明らかにしている。この高率保護関税の客観的効果は、特にこの自動車産業にとっては、輸入の抑制がアメリカへ輸出する国々の購買力を低下させ、そうした国々の債務支払い能力を限定したこと、同時にアメリカの輸出産業への報復関税の設定を結果したことでもっとも不利に作用したことが結論づけられている。この時期、世界市場関連では、アメリカは債務国から世界最大の債権国へと転換しており、イギリスに代わって第一次世界大戦前の多角的貿易・決済機構を主導する使命を帯びていたにもかかわらず、保護関税政策の採用が、この多角的貿易・決済機構を崩壊させる強力な一因をなしたことが指摘されている。

第3章「大恐慌期における貿易政策転換の中核的推進主体」では、1929年世界大恐慌の過程で、高率保護関税体制の廃棄と貿易政策転換を求める強力な利害が前面に出てくることが明らかにされる。それは、国内市場を上回る過剰生産能力を有するに到った自動車産業であり、彼らの「輸出市場拡大」の利害が最終的に高率保護関税体制の廃棄、互惠通商政策採用への主導的なインパクトとなったことが解明されている。ここでは、統計資料に依拠した産業・貿易構造の分析だけでなく、当該期における自動車産業と国務省との連携を裏付ける数多くの原史料（企業・業界団体より国務省宛書簡・文書等）が提示されるとともに、何よりも自動車産業の現実的利害が同時代史料を使って明らかにされている。その現実的利害とは、国内市場を横溢する巨大な生産力を背景に、何よりも輸出市場を拡大するために、輸入関税率の引き下げと農産物輸出の促進を支柱として、保護関税を要求する弱小産業切り捨てを図ろうとするビック・ビジネス、自動車産業の利害であり、それが大統領権限のもとで国務省が推進した互惠通商協定とその延長の政策に貫徹していたと論者はみている。すなわちこの利害こそが、無差別・平等の互惠通商政策を世界市場に対して押し出さしめる中核的な推進主体であったことが解明されている。

第4章「貿易政策転換をめぐる実業界と政府及び議会との関係」では、大恐慌を契機に崩壊した多角的貿易・決済システムの中で、この新興のアメリカのビック・ビジネスがいかなる政策要求を民主党や議会そして政府に対して突きつけていったのかを同時代史料を駆使して解明している。この章の分析の白眉は、貿易政策論争の分析であり、それぞれの立場や利害、政策志向が丹念かつ実証的に跡づけられている。ここでは多数派である自動車産業・政府＝国務省・民主党が、輸出産業主導の輸出拡大による

国内景気の回復、雇用の拡大、農産物輸出の拡大という一連の政策効果を生み出す政策論理、並びにそれを実現する手段としての1934年互惠通商協定法という大統領府＝国務省の時限付きの無差別・平等原則の通商政策がもつ世界史的意味が強調されている。またこの3年時限の協定法の延長をめぐる政策論争もフォローされている。論争当事者の対立する主張を裏付ける史料は過不足なく、考察、分析されている。このようなアメリカの1934年互惠通商協定法の展開は、何よりも内部成長型、国内市場依存型のアメリカ経済の特質が、世界市場の多角的な市場連関を通してのみ発展しようとする確信がその基礎にあったからこそ可能となったこと。この確信は、第一に、三角貿易の伝統をもつアメリカの経験と有機的に関連していたこと、そして第二に将来展望としては、清算協定や双務取引さらには自給自足圏を志向するブロック経済志向の英国、わけてもドイツとは決定的な対抗関係を構成せざるを得ないとする基本認識が政府部内に存在していたことをも解明している。

第5章「国務省による互惠通商政策の展開と矛盾の内包」は、1934年互惠通商協定の政策主体となった政府、国務省の代表であるハル国務長官やセイアー国務次官補の世界市場認識や政策意図が彼らの演説や議会での証言を中心に分析されている。ここでは、大恐慌後の経済政策分析の重点が研究史上ニューディール政策におかれてきたのに対して、互惠通商協定政策という対外貿易政策への転換の意味が十分に明らかにされてこなかったことへの批判が論者の分析に精彩を与えている。ことにハルやセイアーの政策構想は、単に大恐慌後の短期的な景気回復策としてではなく、無差別・平等の世界経済秩序の形成を展望し、多角的貿易関連の回復による「世界平和」の実現を意図するものであったことが明らかにされている。

第6章「アメリカによる世界的自由貿易体制の創出と実業界」においては、国際通貨基金（IMF）および関税及び貿易に関する一般協定（GATT）によって構成されたアメリカによる第二次世界大戦後の世界的自由貿易体制形成の歴史的起点が、1930年代の互惠通商政策にあり、直接的には開戦と同時に戦後世界経済秩序を展望してなされた「世界貿易の多角的システムの再建」への政策構想が、いかなる基盤を背景に持つものであったのかを、特に実業界との関連で、実証的に明らかにしている。その際、論者は特に国内経済復興の契機を多角的な貿易システムの再建と輸出産業による輸出拡大を志向したアメリカの実業界の基本要求が、自由競争に基づく「自由企業体制」を全世界に普及させる点にあったと結論づけている。

本章には、日米開戦の契機となった「ハル・ノート」に関する補論が付けられている。そこで、論者が強調しているのは互惠通商政策に基づく多角的貿易システムの全世界的構築を望むアメリカと自給自足の閉鎖的ブロックの形成、大東亜共栄圏を志向する日本との基本的な対抗関係の存在を証明する史料としてだけでなく、戦争をいとわず「国際的な多角的な貿易・決済体系」を構築せんとするアメリカの積極的な意思表示が示された文書として「ハル・ノート」が位置づけられるべきこと、その意味において巨大な生産力を背景としたアメリカの内部成長型・農工並進型の経済が現代世界経済秩序の展開を基本的に規定していることを知るための最重要文書であるとしている。

理論経済学の立場からは、現代のグローバリゼーションの構造や意味については、すでに様々な理論的整理がなされている。しかし論者のように、同時代の政策形成とその遂行に携わり、関係した政府、議会あるいは実業界の人々が残した第一次史料にさかのぼって膨大な史実に分け入り、現代史の史的構造を総合的に解明したものは稀であった。この点に論者の独創性と最大の貢献がある。よって本論文の提出者は博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。